

重要事項説明書

訪問看護ステーションあゆみについて契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をしてください。

1、事業者の概要

事業者名称 岐阜県厚生農業協同組合連合会
東濃中部医療センター 東濃厚生病院
所在地 〒509-6101 岐阜県瑞浪市土岐町 76 番地の 1
代表者名 代表理事理事長 谷口 直樹

2、事業所の概要

事業所名 訪問看護ステーションあゆみ
所在地 〒509-6101 岐阜県瑞浪市土岐町 76 番地の 1
電話番号 0572-68-8625
FAX番号 0572-68-8635
管理者 田中 美帆

3、事業の目的

訪問看護ステーションあゆみは疾病、外傷等により、家庭において看護及び療養上の管理その他医療を要するもの主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者及びその家族に対し看護師等が訪問して看護サービスを提供する。利用者の意思を尊重し、生活の質の確保を重視し健康管理及び全体的な日常生活動作の維持、快適な在宅療養を維持できるよう支援する。

4、運営の方針

在宅における療養生活が継続できるよう居宅介護支援事業所、介護福祉サービスと密接な連携を図り、サービスの提供に努める。

利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な体制整備を行い、従業者に対し研修の実施を行う。

5、サービスの内容

主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等アセスメントを行ない、援助の目標に応じて

具体的なサービスの内容を定めた訪問看護計画を作成します。

具体的な訪問看護の内容

- (1) 病状・全身状態の観察
- (2) 入浴介助や体を拭くなどの清潔保持の援助
- (3) 食事および排泄等、日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) その他医師の指示による医療処置

6、勤務体制

管理者 : 看護師 1 名
訪問看護職員 : 看護師 4 名
理学療法士（兼務）: 4 名
事務職員 : 1 名

7、営業日および営業時間

月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分、土・日曜日・祝日と 12 月 29 日から 1 月 3 日の年末年始は休業させていただきます。

ただし、当訪問看護ステーションは 24 時間対応をさせていただいております。必要時は時間外・休日においても訪問させていただきますので、ご相談ください。この場合、契約内容に応じて料金設定が異なりますのでご了承ください（料金は別紙・利用料の項目に明記してあります）。

8、苦情相談窓口

訪問看護についての苦情がある場合、窓口を設けて居りますのでご相談ください。

常設窓口 < 訪問看護ステーション あゆみ >

岐阜県瑞浪市土岐町 7 6 番地の 1 東濃中部医療センター 東濃厚生病院内

T e l 0 5 7 2 - 6 8 - 8 6 2 5 担当者 田中 美帆

介護保険ではサービス等について苦情を処理する仕組みが位置づけられており、サービス事業者・居宅介護支援事業者・市町村・国保連合会等の各主体が利用者からの苦情への対応を行なっています。苦情・相談等がある場合は下記の窓口にご連絡ください。

< 岐阜県国民健康保険団体連合会 >

岐阜県岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 岐阜県福祉・農業会館

T e l 0 5 8 - 2 7 5 - 9 8 2 5 介護保険課 苦情対応係

<瑞浪市高齢介護課>

岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

T e l 0 5 7 2 - 6 8 - 2 1 1 1

瑞浪市役所

高齢介護課

<その他各市町村高齢介護課>

9、災害対策

自然災害に備えて、サービス提供を継続するための計画を作成しています。

自然災害が発生した場合の連絡方法、避難場所について、家族と相談をしておきましょう。訪問する中で計画をお聞きしていきます。

10、虐待の防止について

事業所は、利用者の人権・虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者 訪問看護ステーションあゆみ所長 田中 美帆
- 2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 4) サービス提供中に当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに高齢者虐待防止指針に掲げる通り市町村に通報するものとします。

11、個人情報の保護について

- 1) 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- 2) 従業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の情報を正當なく第三者に漏らしません。
- 3) 従業者が得た利用者の個人情報についてはサービス提供者会議、事業所でのサービス提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族に了解を得るものとします。
- 4) 業務上知り得た利用者またはその家族の情報を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。

12、損害賠償

利用者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なうものとします。

13、サービスの提供の記録

- 1、事業者は、サービス提供記録を作成する事とし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2、利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。

14、緊急時の対応

事業者は、現に訪問看護の提供を行っている時に利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

24 時間体制における看護業務の負担軽減に取り組み、夜間に対応した看護師の翌日の勤務時間の配慮、休日の確保、連続勤務の無いよう取り組んでいます。

15、お支払方法

毎月、10 日頃に請求いたしますので、現金でお支払いいただくか、口座より引き落とし（毎月 15 日 休日の場合は翌営業日）させていただきます。

＊領収書の再発行はいたしませんので、ご了承ください。

16、サービスの利用開始・中止・追加等

- 1）訪問看護計画書作成と同時に契約を締結し、サービスの提供を開始します。（介護保険利用者は事前に介護支援専門員と相談して下さい）
- 2）利用者は契約期間であっても、サービスの利用を中止又は変更できます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- 3）事業者の都合により、サービスが受けられなかった場合は、他の利用可能期間または日時を利用者に改めて連絡します。
- 4）利用者が利用料金の支払いを3か月以上滞納し、督促後も10日以内に支払われない場合または利用者が正当な事由なく再三サービスの中止を繰り返した場合、ならびに利用者やその家族等が事業所の職員等に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行なった場合は文章で通知することにより契約を解約し終了することがあります。